

## 医療法、診療報酬、病院機能評価・JCIの整理

医療機関には、多くの審査があります。医療法に基づく「立入検査（医療監視）」、健康保険法等に基づく「指導」・「適時調査」が代表的ですが、この2つは目的が違います。医療法に基づく「立入検査（医療監視）」は、医療機関の設備、組織、運用などをチェックします。2007年から医療法の運用のなかで、医療安全対策と感染対策が義務化されたため、チーム医療関連でも、この2つは、どの医療機関でもとくに重視しています。健康保険法等に基づく「指導」・「適時調査」では、診療報酬が適切に運用されているかをチェックします。「立入検査（医療監視）」と「指導」・「適時調査」は、公的な検査・調査・指導なので強制力があります。

その点、「病院機能評価」や「JCI」は、医療機関の医療の質を審査しますが、民間の認定なので強制力はありません。あくまで自主的に審査を受ける形になります。費用も手間も非常にかかる認定ですが、その認定を受けるプロセスで、医療機関内の医療の質に対するベクトルを1つにでき、患者に対しても高い質の医療を提供できるため、重要視している医療機関が多いです。

全体を通しての注意点は、「立入検査（医療監視）」「指導」「適時調査」「JCI」では項目や内容に違いがあります。それぞれの整合性をとるには少々コツがありますが、各項目の意味合い（骨子）を理解することで対策が見えてきます。

Q1:医療法と診療報酬と病院機能評価・JCIなどの関係を教えてください。

A:筆者は、「医療の質と医療経済」の5段階として整理しています（**図1**）。医療法は医療機関の基本的な規定です。診療報酬は医療に係る価格表です。病院機能評価・JCIなどは、法的な規定ではなく自主的な認証です。

まず、医療の質のベースラインになるのが<C>の「診療報酬の基本項目ライン」と考えます。端的に言えば、医療の質の標準点のイメージです。

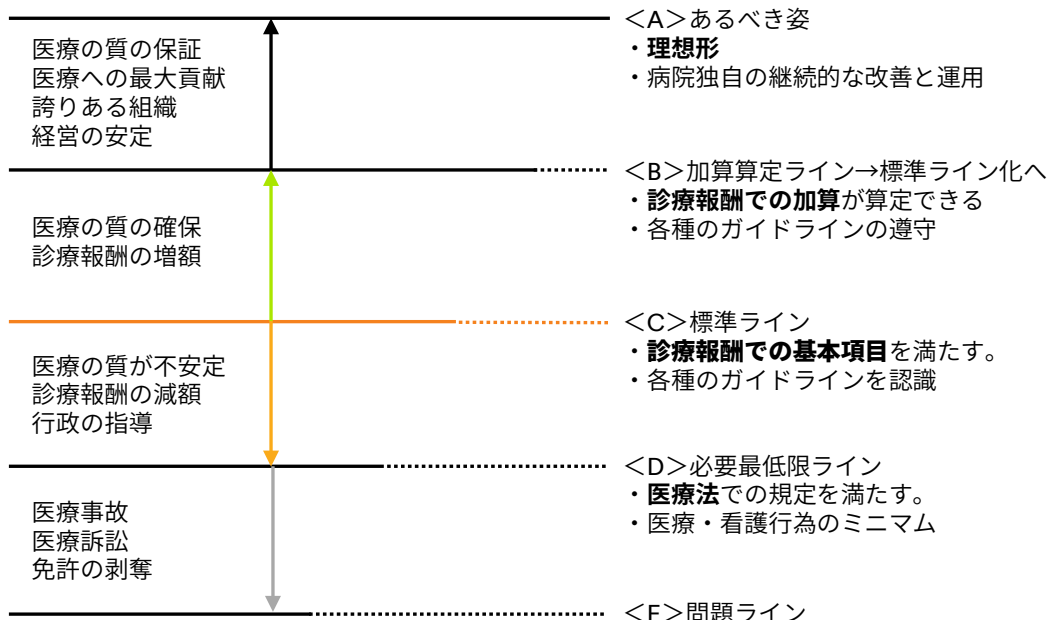
<C>の「診療報酬の基本項目ライン」を満たせず、診療報酬上は減額になったり、算定できない場合でも医療機関としての基準は満たしているのが、<D>の「必要最低限ライン」です。このラインでも、医療法の医療機関としての規定は満たしているので問題はありません。ただし、診療報酬上はマイナスというイメージです。このラインが「医療の質」としても守るべきラインといえます。

<D>の「必要最低限ライン」から逸脱してしまうのが<E>の「問題ライン」と考えます。医療法からも逸脱した設備・組織・運用だったり、重篤な医療事故などのイメージです。

一方、「医療の質」的にも「医療経済」的にも上位にあたるのが、<B>の「加算算定ライン」といえます。診療報酬上は各種の加算が算定できるほど、医療機関内の設備や人員配置や研修を整備しているイメージであり、医療経済上もメリットがあります。ただ、診療報酬の各種の加算も、2年ごとの診療報酬の改定で「基本料」に組み込まれたり、削除されたりするので、注意が必要です。

<B>の「加算算定ライン」より、さらに上位にあるのが、<A>の「あるべき姿ライン」と考えます。この<A>の「あるべき姿ライン」は、法的な要件や診療報酬上の加点があるわけではありませんが（一部加点の項目はあります）、医療機関としての自主的な医療の質の追求といえます。この<A>の「あるべき姿ライン」が、病院機能評価やJCIとイメージするとよいと思います。

**図1** 医療の質と医療経済の5段階



Q2:医療法とは何ですか？

A:医療法は医療機関の基本的な規定です。

Q3:診療報酬とは何ですか？

A:医療保険の公的な価格表です。2年に1回改定されます。なお、介護報酬とは介護保険の公的な価格表で3年に1回改定されます。

Q4:医療法、診療報酬、病院機能評価、JCIは、すべて、法的な権限があるのですか？

A:病院機能評価とJCIは民間の認定なので法的な権限はありません。あくまで医療機関が自主的に認定を受けます。

Q5:病院機能評価とは何ですか？

A:医療機関に対する日本の第三者評価です。1995年から公益財団法人日本医療機能評価機構が実施している病院機能評価は、日本で一番浸透している認定です。

2020年末現在で、約2100の病院が認定されています。

Q6:JCIとは何ですか？

A:医療機関に対する世界的な第三者評価です。米国の医療施設を対象とした第三者評価機関であるThe Joint Commissionの国際部門として1994年に設立された非営利団体Joint Commission Internationalの略称です。2020年末現在で、世界で約1200医療機関、日本国内で31の病院が認定されています。

参考サイト：[https://www.jointcommissioninternational.org/about-jci/jci-accredited-organizations/#:\\_Facet\\_Country=\[Japan\]](https://www.jointcommissioninternational.org/about-jci/jci-accredited-organizations/#:_Facet_Country=[Japan])

Q7:病院機能評価で認定されると、診療報酬に加算されますか？

A:一部の項目で要件になっています。総合入院体制加算、緩和ケア診療加算、緩和ケア病棟入院料で施設基準として規定されています（JCIやISOも同様です）。

参考サイト：<https://www.jq-hyouka.jcqhc.or.jp/accreditation/outline/significance/requirement/>

Q8:病院機能評価の取得が「望ましい」となっている項目はありますか？

A:感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、特定機能病院、地域医療支援病院では、「望ましい」となっていますが、必要条件ではありません（JCIやISOも同様です）。

参考サイト：<https://www.jq-hyouka.jcqhc.or.jp/accreditation/outline/significance/requirement/>

Q9:病院機能評価のデータ等は公開されていますか？

A:毎年公開されている「データブック」は全体を把握するのに有用だと思います。最新版は2020年5月に2018年度版が公開されました。

参考サイト：<https://www.jq-hyouka.jcqhc.or.jp/tool/databook/>

本記事に関するお問い合わせはこちら

<http://go.3M.com/wocn/>



3Mは、3M社の商標です。

2021年3月発行

**3M**


スリーエム ジャパン株式会社

<http://go.3M.com/medical-jp/>

MED-623-A

カスタマーコールセンター

製品のお問い合わせはナビダイヤルで

 **0570-011-321**

9:00～17:00 / 月～金 (土日祝年末年始は除く)